随意契約理由

令和 7 年(2025 年)9 月 29 日

契約担当課名	福祉部 福祉事務所
契 約 名 称	生活保護システム改修業務委託 (被保護者調査の調査項目変更等対応)
契 約 内 容	被保護者調査の調査項目の変更等に伴うシステム改修
契約締結日 及び契約期間	契約締結日:令和7年(2025年)9月29日 契約期間:令和7年(2025年)9月29日から 令和8年(2026年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区大深町 5 - 5 4 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部 (大阪)
契 約 金 額	4,950,000 円(うち消費税及び地方消費税の額 450,000 円)
	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第 2 号に該当) 本業務は、被保護者調査の調査項目の変更等に伴うシステム改修を
随意契約理由	行うものです。 生活保護システムは、独自開発に要するコスト及び時間を省くため富士通Japan株式会社のパッケージソフトを採用しており、改修にあたっては、開発業者しか有しない知識や情報が必要になることから、他社では業務を受託することができません。 以上のことから、ソフトウェア開発業者である富士通Japan株式会社関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の締結を行うものです。